



新座市防犯推進計画



自分たちのまちは
自分たちで守るソウ



©新座市 2010

令和3年度～令和7年度

新 座 市

目 次

第1章 計画策定

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本市の犯罪情勢

第2章 計画の基本方針

- 1 防犯意識の高揚
- 2 地域における防犯活動の推進、子どもを見守る体制の整備
- 3 推進体制の整備

第3章 計画の期間

計画の期間

第4章 計画の主な取組

I 市の取組

- 1 防犯意識の普及と啓発活動の推進
- 2 市民活動への支援
- 3 犯罪防止に配慮した都市環境づくりの推進
- 4 学校等における防犯対策の推進
- 5 高齢者、障がいのある人を対象とした施策の検討
- 6 市職員による防犯パトロールの実施

II 市民の取組

- 1 身の回りの安全点検
- 2 地域における安全点検
- 3 知識習得のための防犯研修会・講習会等への参加
- 4 地域ぐるみの防犯活動への参加

III 事業者等の取組

- 1 従業員への啓発
- 2 施設等の防犯対策
- 3 地域の一員としての取組

■ 参考資料

新座市防犯推進条例
新座市防犯推進協議会規約

第1章 計画策定

1 計画策定の趣旨

本市では、平成16年4月1日に新座市防犯推進条例を施行し、市民が安全で安心して暮らせる「快適みらい都市づくり」の実現に向けて新座市防犯推進計画を毎年度策定し、市・市民・事業者・警察・その他の関係団体が連携し、一体となった活動を展開してまいりました。

この取組により、市内の全刑法犯認知件数は平成13年の3,953件から令和2年は1,042件と約73%減少するなど、大きな成果を上げています。

しかしながら、令和2年の本市における犯罪情勢は、全体の割合で、自転車盗や車上ねらい等が多い状況にあります。

さらに、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害報告は依然多く、令和2年の被害は25件約2,700万円に及び、本年に入っても引き続き被害が発生しています。特に、最近では、キャッシュカード手交型詐欺しゅこうがたの被害報告が増加しております。その手口については、百貨店の店員等を装い、「あなたのカードが悪用されているので交換する必要があります」等と電話をかけ、直接キャッシュカードをだまし取り、暗証番号を聞き出して、出金するものです。

また、市内の子どもに対する声かけ事案については、平成30年度は83件、令和元年度は79件、令和2年度は49件発生しており、発生件数が減少しているものの、更なるパトロールの強化が求められています。

このように、多様化する近年の犯罪情勢を踏まえると、市・警察・市民が一体となって犯罪のない住みやすいまちをつくるための諸活動に取り組むことが重要であります。本市においては、市民と行政との連帯と協働による魅力あるまちづくりを推進してきました。また、第4次新座市基本構想におきましても「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」を将来都市像として掲げ、市民の皆様とともに取組を進めています。その結果、町内会の加入率は57.9パーセント(令和3年1月1日現在)と近隣と比較して依然高い数値であり、市民のコミュニティ意識の高さがうかがえるものとなっております。また、防犯の面からは、市内85の自主防犯パトロール団体において日頃の防犯活動に尽力いただいております。これらが相まって地域における犯罪の抑止力となっております。

本市においては、今後も関係者が一体となって、更なる防犯対策を推進し、市民が安全で安心して暮らせる「快適みらい都市づくり」の実現に向け、防犯推進に関連する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新座市防犯推進計画(令和3年度～令和7年度)を策定するものです。

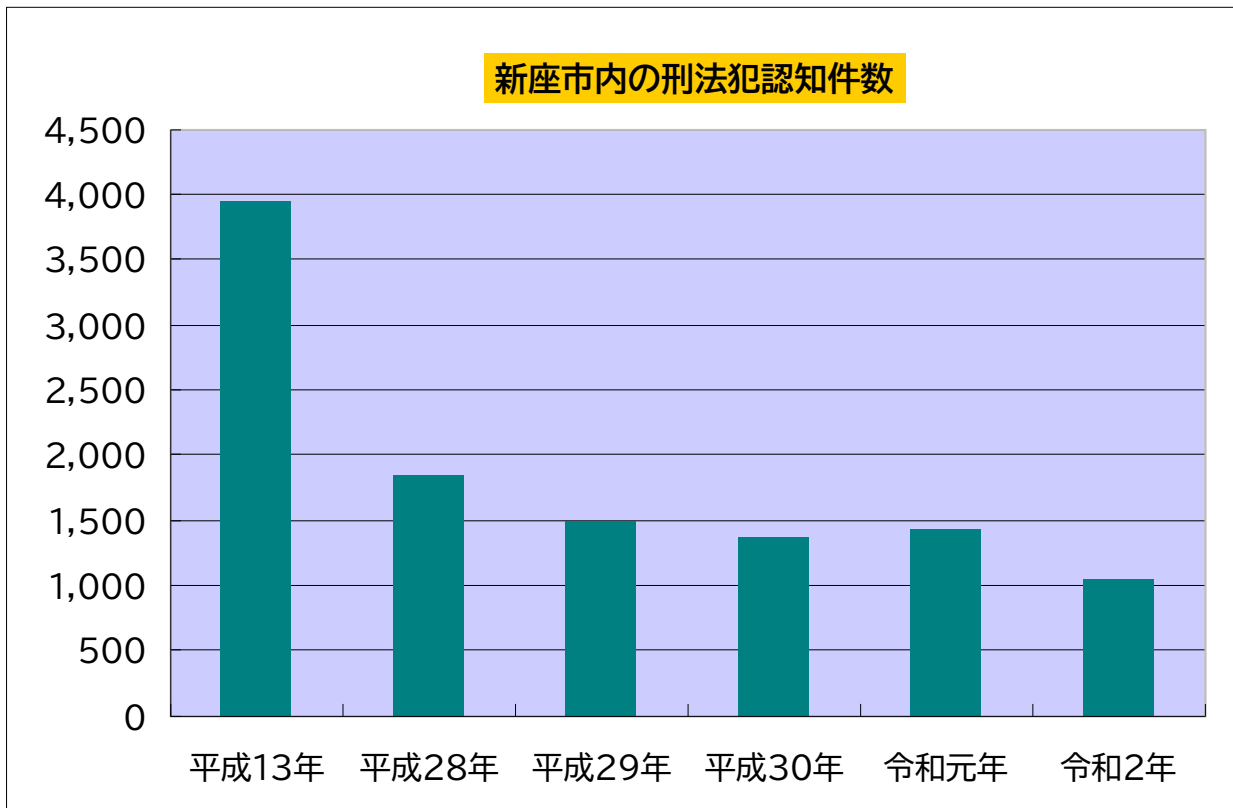
2 本市の犯罪情勢

■刑法犯認知件数

(単位:件)

	平成13年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
新座市	3,953	1,836	1,486	1,369	1,429	1,042
埼玉県	170,963	69,457	63,383	60,004	55,497	44,485

(資料:埼玉県警察「市区町村別犯罪認知件数」)



※平成13年をピークに減少傾向にある。

■新座市内の街頭犯罪認知件数

(単位:件)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
路上強盗	0	1	0	1	2
ひったくり	1	9	2	4	1
オートバイ盗	50	33	18	22	21
自転車盗	594	439	399	377	226
自動車盗	25	4	1	4	3
車上ねらい	125	67	57	54	38
部品ねらい	34	67	36	46	19
自動販売機ねらい	2	27	26	10	3

(資料:埼玉県警察「市区町村別犯罪認知件数」)

■子どもに対する声かけ事案件数

(単位:件)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
新座市	97	79	83	79	49
埼玉県	3,045	3,318	3,280	3,312	2,752

(資料:埼玉県警察「子どもに対する声かけ事案」)

第2章 計画の基本方針

1 防犯意識の高揚

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことであり、市民自らが防犯意識を持ち、地域で助け合う意識を醸成し、コミュニティを築き上げる。

2 地域における防犯活動の推進、子どもを見守る体制の整備

地域の安全を確保するため、人権に配慮する中で市・市民・事業者・警察・その他の関係団体が一体となって、自主的な参加による防犯活動を推進し、また、地域を挙げて子どもたちを見守り、犯罪から守る体制を整備する。

3 推進体制の整備

「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域での安全に対するコミュニティづくりの実現のために、市民や各種市民団体等の理解と協力を得て、施策の推進のための関係者で構成された推進体制の整備を図る。

第3章 計画の期間

計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、法令等の改正や社会情勢等の変化等により、必要に応じた見直しを行います。

第4章 計画の主な取組

I 市の取組

1 防犯意識の普及と啓発活動の推進

犯罪の発生を未然に防ぐため、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要であり、市民等への防犯意識の普及や啓発活動を推進するため、次の施策を実施する。

(1) 広報活動の推進

防犯意識の普及と啓発を行うために、「広報紙」「ホームページ」「啓発リーフレット」等、主に視覚に訴える啓発・周知に加え、さらに聴覚へも働きかけを行うため、「防災行政無線」「広報車」など、多様な宣伝媒体を用いた情報提供を行い、広く防犯に関する知識の普及や啓発に努める。

■実施内容

- 「広報にいざ」・市ホームページへの掲載
- 防災行政無線・広報車で呼びかけ
- 自主防犯パトロール団体・警察・県と連携した街頭キャンペーン
- 啓発看板の設置
- 地域安全運動用懸垂幕の設置
- 特殊詐欺防止戸別訪問の実施
- 新座市犯罪情報の住民提供に関する協定に基づく取組の実施

(2) 行事等における啓発活動

例年、多くの市民が参加する催し等において、啓発リーフレットや啓発品などを配布することにより、防犯意識の高揚に努める。

■実施内容

- 啓発リーフレットの配布
- 啓発品の配布

(3) 事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯知識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備等、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう協力依頼を行う。

■実施内容

- 研修会・講習会への講師の派遣
- 啓発リーフレット等の配布

2 市民活動への支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市民や各種団体が一体となって、地域の安全のために幅広く活動していくなどの地域単位の自主的な活動が重要であり、これらの市民の自主的な地域活動を促進するために、次の支援施策を実施する。

(1)地域活動への支援

地域における犯罪発生状況や発生場所など犯罪に関する情報を提供するとともに、地域の活動で使用する防犯資機材などを提供する。

■実施内容

- 啓発リーフレット・啓発品の提供
- 市ホームページ、県警メールマガジン等による犯罪発生状況の提供
- 新入学児童の保護者への防犯パトロール用自転車パネルの貸与
- 自主防犯パトロール団体への防犯資機材の貸与
- 自主防犯パトロール団体に対する傷害保険の加入

(2)「子ども110番の家」事業の推進

子ども達が危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる民間協力の拠点として、個人住宅や企業等の協力を働きかけるため、情報提供や申込みの案内を行う。

■実施内容

- 対応マニュアルの配布
- 地図の作成・配布

3 犯罪防止に配慮した都市環境づくりの推進

犯罪防止の取組は、犯罪が発生しにくい都市環境づくりも必要であり、道路、公園、駐車場や建築物などの整備に当たっては、次のような施策を展開する。

(1)道路照明灯の整備

公道における道路照明灯は、従来、夜間における交通事故防止及び円滑な交通を確保するために整備を行ってきたが、夜間における歩行者等の通行の際の安全確保や犯罪の抑止を図ることも視野に入れて整備を行う。

また、町内会や商店街を対象として、街を明るくし、歩行者や自転車の通行の安全を確保するとともに、夜間に誘発されるひったくりなどの犯罪発生を防止することを目的とした防犯灯の整備について、助成する。

■実施内容

- 防犯灯設置費・管理費の補助
- 商店街共同施設事業補助
- LED道路照明灯の点検管理・増設

(2) 公共空間における安全対策

公共施設においては、設置された防犯カメラを適正に管理・運用する。

志木駅前や新座駅前の客引き行為の防止等を目的として設置した防犯カメラについても、同様に管理・運用するとともに、防犯対策の一環として活用する。

■実施内容

- 防犯カメラの管理・運用
- 新座市環境保全協力員による路上喫煙防止啓発活動

(3) 市の自動車駐車場及び自転車駐車場における安全対策

駐車場においては、自動車盗や車上狙いを防止するための施設の整備や管理運営強化に努め、地下式や階層式などの立体的自転車駐車場においては、防犯カメラによる監視や夜間照明設備の強化など防犯に配慮した施設整備や管理運営に努める。

■実施内容

- 委託職員・警備員による巡回警備
- 防犯カメラの管理・運用
- 夜間照明設備の強化

(4) 公園及び市有地における安全対策

公園においては、死角をつくらない樹木の配置や剪定、照明灯の整備等に努め、市有地においては、樹木の剪定を定期的に行う。

■実施内容

- 樹木・遊具の適正配置
- 樹木の定期的な剪定
- 照明灯の点検管理

(5) 公共建築物における安全対策

本市の公共建物については、死角になりやすい場所の解消などの防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物とする。また、施設管理をする上で、防犯カメラの設置に努める。

■実施内容

- 職員による死角の点検・巡回
- 防犯カメラの管理・運用

(6) 公衆トイレにおける安全対策

照度の確保など個々の立地条件などの状況を把握した上で、必要に応じ対策を検討する。

■実施内容

- 照明灯の点検管理 ○清掃管理等の徹底
- 防犯カメラの管理・運用（志木駅前・新座駅前）

(7)管理不全の空家に関する対応

「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「新座市空家等の適切な管理に関する条例」に基づき管理不全な空家等については、関係各所と連携し、所有者に改善依頼を実施する。周囲の生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空家等については、「特定空家等」に認定し、行政指導や行政処分を実施する。

■実施内容

- 空家所有者による自主的な管理を促すための改善依頼の実施
- 特定空家等の行政指導や行政処分の実施

4 学校等における防犯対策の推進

小・中学校の児童や生徒を不審者等による犯罪被害から守っていくため、自らの安全を確保していく上で、必要な知識の普及や啓発を実施するとともに、小・中学校や関係機関等と連携し、次のような施策を展開する。

(1)学校等の防犯管理体制の整備

児童・生徒の安全確保を図るため、教職員等による学校等の防犯管理体制を整備し、また、緊急時に迅速な一斉下校を実施できるよう、体制を整備する。

■実施内容

- 防犯対策マニュアルの見直し
- 防犯に関する情報の連絡網の整備
- 安全を確保した上での迅速な一斉下校の実施体制の整備
- 放課後児童保育室における下校体制の整備

(2)侵入者の防止対策

学校等の出入口の限定や講習会の実施等により、侵入者の防止に努める。全小中学校に設置している防犯カメラを適正に管理・運用する。

■実施内容

- 教職員等による巡回
- 不審者侵入対策講習会の実施
- 防犯機材の活用
- 防犯カメラ及び警備システムの管理・運用

(3)保護者、地域、関係諸機関等との連携の充実

児童・生徒の安全確保を図るため、保護者、地域、関係諸機関等で情報を共有できるよう連携体制を強化するとともに、児童・生徒が万引きなどの犯罪に手を染めない環境づくりの推進に努める。

■実施内容

- 連絡・連携体制の調査研究
- 子どもへの暴力防止に関する講習会
- 不審者情報の速報発信
- 児童・生徒を対象とした万引き防止の指導検討
- 子どもの放課後居場所づくり事業(ココフレンド)の実施

(4)安全教育の充実

各種の事件や事故を想定した安全教育を計画的、継続的に実施し、児童・生徒が防犯についての知識を身に付け、状況に応じて自ら安全な行動ができるように努める。

■実施内容

- 研修会・講習会の充実
- 地域安全マップの作成・見直し

(5)通学路の安全対策

児童・生徒が日常的に通学等に利用している通学路の安全確保に努めるとともに、地域ぐるみの見守り活動を啓発する。

■実施内容

- 新入学児童への防犯ブザーの配布
- 地域安全マップの作成・見直し
- 学校安全ボランティアへの参加(学校応援団など)
- 教職員等によるパトロールの実施
- スクールガード・リーダーの配置
- 地域によるパトロールの実施
- 防災行政無線による呼びかけ
- 通学路の環境整備・見直し

5 高齢者、障がいのある人を対象とした施策の検討

高齢者や障がいのある人たちを振り込め詐欺などの犯罪被害から守っていくため、自らの安全を確保していく上で、必要な知識の普及や啓発を実施するとともに、具体的な方策について、関係機関等と協議、検討を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりに努める。

■実施内容

- 特殊詐欺被害防止戸別訪問の実施
- 安全対策リーフレットの配布

6 市職員による防犯パトロールの実施

不審者事案の発生状況を考慮し、青色回転灯を装備した公用車により、市職員が青色防犯パトロールを実施する。

また、随時、犯罪の抑止力を高めるためにパトロールを実施する。

■実施内容

- 志木駅及び新座駅周辺の防犯・路上喫煙防止パトロールの実施
- 公用車への防犯ステッカー貼付
- 青色防犯パトロール車両による防犯パトロールの実施
- 不審者発見時の対応徹底
- 市民に積極的なあいさつの実施

II 市民の取組

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は「自分たちのまちは自分たちで守る」ことであり、地域住民や各種市民団体が、お互いに連携を深め安全意識を高揚・啓発し合うとともに、地域住民一人ひとりから地域全体に至るまで、一体となった防犯活動を推進していく中で、特に地域を挙げて子どもたちを見守り、犯罪から守る体制を整備していくことが望まれます。

1 身の回りの安全点検

自分のことは自分で守ることを基本に、身の回りの安全点検に努めるとともに、防犯の視点を取り入れた住まいづくりが望まれます。

■実施内容

- 住宅の安全点検

2 地域における安全点検

市民が連携・協力し、特に、通学路などの安全点検を行うなど、地域の実情にあった防犯活動への取組が望まれます。

■実施内容

- 防犯灯の点検
- あいさつ運動
- 地域安全マップの作成・見直し
- 防犯カメラの管理・運用

3 知識習得のための防犯研修会・講習会等への参加

より良い防犯活動を実施するにあたり、地域住民一人ひとりが安全に関する知識を持つことが必要であるため、防犯に関する研修会や講習会に積極的に参加するなど、知識の習得が求められます。

■実施内容

- 市や町内会等で開催される研修会や講習会への参加

4 地域ぐるみの防犯活動への参加

地域において安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、市民や各種市民団体が一体となって防犯活動に取り組むことが望ましく、犯罪の発生箇所の点検パトロールなど、人権に配慮する中で、自主的な参加による地域ぐるみの防犯活動の推進、特に地域を挙げて子どもたちを見守り、犯罪から守る体制を整備することが望まれます。

■実施内容

- 町内会等による防犯パトロールの実施
- わんわんパトロールによる防犯パトロールの実施
- 消防団による防火・防犯パトロールの実施
- PTA・保護者会による防犯パトロールの実施
- 交通指導員による見守り活動の実施
- 地域サークルによる防犯パトロールの実施
- 老人クラブ連合会による地域見守り活動の実施

Ⅲ 事業者等の取組

1 従業員への啓発

従業員への防犯知識の普及、意識の啓発に取り組むことが求められます。

■実施内容

- 従業員のための防犯研修会の開催

2 施設等の防犯対策

防犯に配慮した施設や設備等を整備することが求められており、特に、共同住宅や駐車場についてはピッキングに強い鍵の設置や防犯カメラ・防犯灯の整備等の犯罪防止に配慮した積極的な対応が求められます。

■実施内容

- 防犯性の高い鍵への交換
- 防犯カメラの管理・運用
- 防犯灯の整備

3 地域の一員としての取組

地域の一員として地域住民と一体となって、人権に配慮する中で、自主的な参加による犯罪防止に取り組んでいくことが望まれます。

また、防犯活動体制を明確化し、警察・市との連携を強化するために協定を締結することなどが手段の一つとして挙げられます。

■実施内容

- 地域の見守り活動
- 「新座市安心・安全地域見守り活動に関する協定」の締結
- 「新座市防犯のまちづくりに関する協定」の締結
- 各事業者の営業車に防犯ステッカー貼付
- 緊急避難場所としての提供(子ども110番の家等)に協力

新座市防犯推進条例

平成16年3月31日

条例第1号

改正 平成17年3月31日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪の防止に関し、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、市民、事業者等が犯罪を防止するために行う自主的な活動の推進及び犯罪を防止するための環境の整備を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、犯罪の防止に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、犯罪の防止に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、児童、高齢者及び障がい者の安全に特に配慮しなければならない。

(平17条例9・一部改正)

(市民の責務)

第3条 市民は、自ら犯罪の防止に関する意識を高め、自らの安全を確保し、及び地域において犯罪を防止するための活動を行うよう努めるとともに、犯罪の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら犯罪の防止に関する意識を高め、その事業について、犯罪の防止に必要な措置を講じるよう努めるとともに、犯罪の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(土地建物所有者等の責務)

第5条 土地又は建物の所有者、占有者及び管理者は、自ら犯罪の防止に関する意識を高め、その土地又は建物について、犯罪の防止に必要な措置を講じるよう努めるとともに、犯罪の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民、事業者等への支援)

第6条 市は、市民、事業者等が犯罪を防止するために行う自主的な活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(啓発及び情報提供)

第7条 市は、犯罪の防止に関する市民、事業者等の意識の高揚を図るための啓発を行うとともに、犯罪を適切かつ効果的に防止するため必要な情報の提供を行うものとする。

(推進計画の策定)

第8条 市長は、犯罪の防止に関する施策を計画的に推進するため、犯罪の防止の推進に関する計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民、事業者、関係機関等と連携し、犯罪の防止に関する施策について総合的かつ計画的に取り組むための組織を整備するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、犯罪の防止に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第9号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

新座市防犯推進協議会規約

(平成16年3月31日告示第94号)
(平成26年告示第118号・題名改称)
旧題名「新座市防犯推進協議会設置要綱」

(設置)

第1条 犯罪の防止に関する施策について総合的かつ計画的に取り組むため、新座市防犯推進条例(平成16年新座市条例第1号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、新座市防犯推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第8条第1項に規定する犯罪の防止の推進に関する計画(以下「推進計画」という。)の案に関する事。
- (2) 推進計画の実施に関する事。
- (3) 関係機関等との連絡調整に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪の防止の推進に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、関係団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

4 委員は、関係行政機関及び関係団体の代表者並びに市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 副会長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(監事)

第6条 協議会に監事2人を置く。

2 監事は、委員の互選により選出し、協議会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、協議会に対し助言するとともに、会議に出席して意見を述べること

ができる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会長は、協議会の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部交通防犯課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第118号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第90号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第507号)

この告示は、平成30年1月1日から施行する。